

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「旅行したときは、費用弁償として旅費を支給」を「墨田区の区域外に出張したときは、その費用を弁償」に改め、同条第2項中「旅費」を「費用弁償」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「旅費の」を「費用弁償の」に改め、同項を同条第3項とする。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用する。